

# 高畠町農業委員会第25回総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(月)午前9時00分から

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(15名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	宇佐美 仁 委員		3番	山田 文則 委員
	4番	菅野 仁一 委員		5番	黒田 雅幸 委員
	6番	高橋 稔 委員		8番	戸田 雄市 委員
	9番	長谷川 みどり 委員		10番	齋藤 浩紀 委員
	11番	齋藤 真徳 委員		12番	庄司 和美 委員
	13番	安部 美紀 委員		14番	佐藤 泰彦 委員
	15番	大浦 健一 委員		16番	菅野 誠 委員

4. 欠席委員(1名)

7番 横山 裕一 委員

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第 57号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について……………	5件
報第 58号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	2件
議第116号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	5件
議第117号	農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	3件
議第118号	農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	3件

議第119号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定 について……………	1件
議第120号	非農地証明願いに対する農業委員会の意見決定について……………	1件
議第121号	住宅（宅地）に隣接または附属する農地の指定申請に対する農業委員会の 認定について……………	1件
議第122号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について…	1件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	二宮弘明	事務局次長	山口充
農地係長	東條英史	主任	遠藤未貴
主事	齋藤一哉		

10. 会議の概要

事務局長

では、改めましておはようございます。

ただいまより第25回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。宇佐美代理、よろしくお願いいいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

山口会長

おはようございます。

大変これまで猛暑続きで、作業についてもお疲れのところだと思いますけれども、今日は久しぶりに朝から雨が降っておるということで、いろいろな作物についても本当に欲しいような状況でございましたので、大変ありがたいなと思っているところでございます。

そういった中で、過日、高畠町の農業再生協議会の総会がございました。いろいろな面で、今年度は昨年のイノベーション対応が功を奏しているせいか、非常に対象が拡大されたということで、農家の所得にも大きく出てくるのではないかなと期待しているところです。その経緯、経過についてはちょっと、どうして増えたかはいまいち分かりませんが、何かの機会で説明等があらうかと思います。

あと、また6月は各市町村、議会がございました。そういった中で、農業部門につきましても燃料の高騰、肥料、その他もろもろ全部上がっております。そういった中で、各市町村、様々な対策を出したようなところも当然ございますので、ぜひ高畠町についてもそのようなところも十分ご検討していただきながら、今後要請、要望、そういった機会を設けてやってまいりたいなと考えているところです。

あと、もう一つですけれども、新聞で見たと思われましてけれども、新庄市の農業委員会が経営基盤強化法の流れで嘱託登記、多分あつせんの事業だと思うんですけれども、それが嘱託でなされていなくて、司法書士に依頼して

おったということのような感じに受けております。これについては相当、昭和56年からという新聞になっていますけれども、その間、農業委員の方もどなたかが農地を取得しているのではないかなど思っているのですが、あとまたその前段として研修も行っているということで、何かあり得ないような新聞記事でございました。私の捉え違いであればあれなんですけれども、そんなことは多分ないはずだかなど思っておりましたけれども、ぜひそういったことのないように我々もチェックして、職員の方は大変でしょうけれども、それにのっとり、ひとつ今後も頑張ってもらいたいなと思っております。

そういった中で、いろいろな案件が出てまいりましたときには、皆様のご意見を拝聴して前に進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。本日も総会、よろしくお願ひ申し上げます。一言、ご挨拶とします。

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者の届出について報告させていただきます。7番横山裕一委員より欠席の届出がありましたので、報告をいたします。したがって、出席委員は16名中15名で定足数に達しております。

それでは、高島町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

議長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長                    それでは、4番菅野仁一委員、6番高橋 稔委員にお願いいたします。  
                              なお、本日の会議書記には事務局職員の東條係長を指名します。

議 長                    次に、日程第2、会期の決定を行います。  
                              お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。  
                              これにご異議ございませんか。

                              (異議なしの声あり)

議 長                    異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長                    次に、日程第3、報第57号「農地法第3条の3第1項の規定による届  
                              出について」5件を議題といたします。  
                              事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外                    《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

                              【報第57号を議案書をもとに朗読】

議 長                    ただいまの件で発言のある方はございますか。

                              (発言なし)

議 長                    特に発言はないようですので、以上で報第57号を終わります。

議 長                    次に、日程第4、報第58号「農地法第18条第6項の規定による通知  
                              について」2件を議題といたします。  
                              事務局の説明を求めます。・・・遠藤主任。

番 外 《遠藤主任》 ただいまの件について、ご報告いたします。

**【報第 5 8 号を議案書をもとに朗読】**

議 長 ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報第 5 8 号を終わります。

議 長 次に、日程第 5、議第 1 1 6 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」 5 件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

**【議第 1 1 6 号を議案書をもとに朗読】**

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号 2 0、2 1 番について、伊藤吉衛推進委員より 6 月 1 6 日に現地調査を行い、2 0 番については大豆栽培、2 1 番については未作付の状態となっており問題ないとの報告を受けております。

申請番号 2 2 番について、高橋善之推進委員より 6 月 2 0 日に現地調査を行い、手入れなどはされておらず管理されていない状態との報告を受けております。

申請番号 2 3 番について、近野元七推進委員より 6 月 1 2 日に現地調査を

行い、野菜栽培されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号24番について、鈴木陽一推進委員より6月16日に現地調査を行い、自己保全されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。5番黒田委員。

5番

5番です。

23番の件について、事務局のほうから説明がありましたけれども、改めて取り立てて言うことでもないと思うんですけれども、説明の中で、今までずっとヤミ小作で借りていたという、畑を借りていたという話がありましたけれども、要するに許可を受けていませんからヤミ小作なわけですよ。そういった説明というのは何かちょっと問題だと思ったんですけども、なおかつ譲受人の方は、いろいろところで公的な役職なんかを重ねておられる方なので、そういった方には農地法のほうをきちっと守っていただきたいなと思いました。感想です。

議長

何か事務局のほうからありますか。（「私のほうから」の声あり）局長。

番外

《二宮局長》 ご指摘のとおりかと思われま。

ただ、600平米なものですから、農地法を通すにも通せなかったと、申請をしても下限面積が引っかかってできなかったということがあって、そこは口約束で畑をお借りしていたものと理解しておりますので、その辺のところはちょっと制度上、ご理解いただきたいなど。正しくはないんですけれども、そういう下限面積に引っかかって申請ができなかったということの経過があるようでございます。

議長

5番。

5 番 すみません、局長の意見に反論するわけではないですけども、下限面積に引っかかって借りられなかったというのは当然なわけですよ。農地法上、高畠町については30アール以上、一度に借りなければ許可はできないわけですから、なぜそうなのかというと、農業をきちんとして農地を管理するには30アール以上耕作しなければ、管理不十分の土地になるからということで多分そういう制限をかけているわけなので、それに該当しないから許可出ないからヤミ小作だというのは、ちょっとやっぱり問題があると思います。

議 長 そのほか何かありますか。  
(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第116号について、原案のとおり決定  
するにご異議ございませんか。  
  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第117号「農地法第3条第1項の規定による賃貸  
借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」3件を議題  
といたします。  
事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。



【議第117号を議案書をもとに朗読】

議長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番外 《齋藤主事》 申請番号161、162、163番について、山木博一推進委員より6月19日に現地調査を行い、161、162番については未作付の状態、163番についてはしばらく作付がされておらず荒れた状態になっているとの報告を受けております。

なお、163番につきましては耕作放棄地の交付金をもらい、再生予定の農地となっております。

以上です。

議長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議長 ただいま議題となっております議第117号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、日程第7、議第118号「農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」3件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

**【議第118号を議案書をもとに朗読】**

議 長

ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 申請番号7番について、遠藤真二推進委員より6月20日に現地調査を行い、未作付の状態となっており問題ないとの報告を受けております。

申請番号8番について、竹田昭二推進委員より6月13日に現地調査を行い、自己保全されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号9番について、伊藤吉衛推進委員より6月16日に現地調査を行い、野菜栽培されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

この20年と10年の違いは何でしたっけか。違いはあるんだっけか、この期間は。すみません、齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 期間については決まりはないんですけれども、当人同士のお話を聞いて、希望が20年であるか10年であるかという違いになっております。

以上です。

議 長 20年の場合は再設定とすることないな。10年だけ。齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 経営移譲年金受給してから最初の10年たった後は再設定する必要があるんですけども、その後は再設定の必要はなくて、期間が来ましたら延長の手続をするという形になっております。

以上です。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第118号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第8、議第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外 《東條係長》 ただいまの件について説明させていただきます。

【議第119号を議案書をもとに朗読】

議 長

この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告願います。5番黒田委員。

5 番

5番です。

6月15日に庄司委員と、それから事務局の山口次長、東條係長と一緒に現地のほうを調査してきました。

申請地につきましては、〇〇の角地というんですか、角地は住宅なんです、その裏になっております。申請人の住宅が今回申請地の東側に隣接したところにありまして、先ほど東條係長さんのほうからお話があったように、現地のほう確認したところ、既に碎石等が敷設されておりまして、長い間、7年前からということですか、駐車場として利用されていたということでした。農地法施行なって、もう70年にもなりますし、しかも農委広報なんかでも転用について広報しているわけなので、違反転用がなされているということは非常に残念な気持ちでしたけれども、申請地につきましては宅地に隣接した農地ということで、許可要件等を十分備えている土地ですので、また改めて原状回復命令とか、そういう措置をするような対象案件でもありませんし、やむを得ないなとして見てきたところではあります。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。10番齋藤委員。

10番

10番です。

この案件に関しまして、私のほうには五、六年ほど前から話が来ていまして、そのときちょっとざっくばらんにしか私のほうも説明はしていなかったんですが、そのときに〇〇さんと〇〇さんのほうで結構もめていた案件でして、今回行政書士の先生が入られたということで、私も非常に安心しているところではあります。

若干農地のほうに、畑のほうに碎石をまいていたというのはちょっとうま

くはないと思うんですが、本当に私としてもほっとしておりますので、本当にありがとうございました。

議 長

そのほか皆さんからございますか。

やっぱり無断で転用するというのはもう、あつてはならないことということで、ぜひ各委員も各地域を見て、いろいろなものが見つかれば即対応していただけるようお願いしたいと思います。残念ですけれども。

(質問、意見なし)

議 長

質疑についてはないようですので、打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第119号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、日程第9、議第120号「非農地証明願いに対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外

《東條係長》 ただいまの件について、説明のほうさせていただきます。

【議第120号を議案書をもとに朗読】

議 長

この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告

願います。12番庄司委員。

12番

12番です。

6月15日、黒田委員と山口次長と、あと東條係長たちの4名で現地を確認させていただきました。

現地では、石垣とか立ち木がある庭園として使用されている状況でしたので、農地としては使用できる状態ではありませんでした。なので、非農地として判断したいと思います。

以上です。

議長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議長

ただいま議題となっております議第120号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第10、議第121号「住宅(宅地)に隣接または附属する農地の指定申請に対する農業委員会の認定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外

《東條係長》 ただいまの件について、説明のほうさせていただきます。

【議第121号を議案書をもとに朗読】

議 長

この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告願います。5番黒田委員。

5 番

5番です。

現地調査のほうは先ほどの議第119号の第5条、それから非農地の120号と同じで、同じメンバーで6月15日に現地のほうを調査させていただきました。

申請地につきましては、周りはブドウとかリンゴの果樹園になっておりました。

ただ、申請地は所有者が〇〇の方ということで、何か〇〇に移られたということなんですけれども、大分遠い、住所から遠いということもあって、最近ずっと耕作されている感じではありませんでした。非農地……、何でしたっけ。（「遊休農地」の声あり）遊休農地ですか、という感じになっておりました。ちょうど行ったときには耕うんがなされておまして、誰がほぐしたのか分かりませんが、ただ作物は植えられてはおりませんでした。耕うんした後に握り拳程度の石が点在しておまして、何か話聞いたら、この〇〇が氾濫したときに流れてくるのではないかということで、大分野菜畑なんかとして耕作するには非常にハードルが高い農地なのかなと感じてまいりました。

認定要件の2番の1，000平米以下、3番の遊休農地であること、4番の周辺の農地や営農に影響を与えないこと、これについてはクリアしているんですけれども、現地調査のときには取得予定者の〇〇さんの住宅から500メートル離れている、申請地まであったものですから、これが住宅に隣接またはそれに準じた農地なのか、非常に私は疑問に思って、みんなで来たん

ですけれども、先ほど事務局長さんのお話ですと、農地部会のほうでは何メートル以内とか、そういったことは制限を設けないで、高島町内であれば住宅に隣接に準じた農地ということで、農地部会のほうでまとまったということですので、そういうことであれば私、何か非常に疑問はあるんですけれども、部会のほうで返答なさってそういう結論に達しているとなれば、第1の要件もクリアしているとなつておもうと思います。そういったことで、認定要件4項目についてクリアした農地であるということで見えてまいりました。

以上です。

議 長

大変ご苦労さまです。

非常に細かいところまで見ていただいて、やっぱり今お話があったように、住宅に隣接云々についてはやっぱり若干ですけれども、皆さんのご意見、質疑をちょっと受けたいと思いますけれども、どうでしょうか。5番黒田委員。

5 番

住宅に隣接またはそれに準じた農地というのは、たしか1月とか2月に説明あったときには、隣接ですからすぐ隣接しているか、1筆くらい置いて隣の土地とか、あと道路を挟んで斜め向かいとか、そういう図面を示されたので、その程度が隣接に準じた農地という解釈を私どもも持っていたわけなので、それが500メートル、または高島町内であれば隣接に準じた農地という解釈というのは、非常に拡大解釈というか、なるべく遊休農地をなくしたいということがあるとは思いますが、逆に非農家の方がそんな遠くの農地を求めて適切な管理をしていけるのかどうか、そこに私は疑問を持ちました。

以上です。

議 長

何か皆さんからご意見ありますか。8番戸田委員。

8 番

8番です。



今回のような件というのは、やっぱりどうしても耕作放棄になってしまうような農地に当たると思いますので、ある程度の拡大解釈といいますか、ちょっと緩和したような内容で、何ぼでも希望のある方は耕作できるような形でできればなと思いますので、今回の件もぜひお願いしたいところかなと思います。

議 長

もう一方ぐらい、同じような意見でも結構ですので、どなたか出していただきたいと思いますが。齋藤委員。

10番

10番です。

その隣接する農地というのは非常に、一番最初に上がって、そこからだんだんちょっと拡大的な形で持ってきたわけなんですけど、どうしてもあまりにも高島町全域というと、確かに遊休農地をほかの人に作ってもらって耕作放棄地をなくすという形ではいいと思うんですが、あまりにも町全体だと、ちょっとあまりにも拡大し過ぎて、誰でも作れるという感じになりかねないので、そこら辺は委員会の中でも農業委員が現地調査をして、その作られる方の家とその現地の距離的なもの、そこら辺をある程度把握して、ちょっとそのときの現地確認の人たちに、ある程度の判断をしてもらいたいということでも話はしておいたんですが、その辺はちょっとどうでしょうか。

議 長

なかなか難しいけれども。4番菅野委員。

4 番

4番です。

ちなみに、基本的なことを現地確認してきた人にお伺いしたいんですけども、この土地は廃車置場になっていませんか。

議 長

5番。

5 番

最初、写真を見たときには車が置かれている状況だったんですけども、

それで廃車置場にしているのかなと思ったんですけども、私ら行ったときには農道のところにその廃車が移動なっておりまして、農地のほうには車は置かれておりませんでした。

議 長

4 番。

4 番

私らも地元の土地を見ているんですけども、この土地については数年前から、どこからか集めてきた廃車を山積みにして置いている場所でした。多分この今回の人だっけか、だとすれば、これ農地にして自分の土地にして、ここを廃車置場にするつもりでは……、臆測だけれども、そんな感じがします。

そして、私も土地の隣接する部分については、あまりも拡大解釈し過ぎるのではないかと。例えばある人が、糠野目の土地を隣接するから借りたいのだというのと同じで、それが本当に農家が農地を利用するためだったらいいんですけども、ただこの案件のように、農家でない人が農地を集めて物置にするとか、多分これ許可してしまうと、また同じことすると思いますので、そこら辺は十分鑑みて許可をしないと、農業委員会から許可もらったんだからいいんだということになる可能性があるので、そこら辺は十分議論していただきたいと思います。

以上です。

議 長

これ計画書はもらっている……、東條係長。

番 外

《東條係長》 菅野委員のおっしゃるとおりで、隣接にこちらの求める方の土地がありまして、こちらのほうとしましても、そういった件で利用されるのかなというちょっと懸念がありましたので、譲受予定人の〇〇さんのほうから書類のほう取りまして、一応農地利用計画書ということで頂きまして、その予定に関しましては梅の木とかを植えますよということで確認をしております。

あと、農作業機械のほうも軽トラですとか耕運機のほうも持っていらっしやるみたいなので、十分可能かなというところと、様式第2号で3年間間違いなく耕作しますよという誓約書も取っておりますので、まずはやる意志はあるのかなということで、こちらのほうは確認はしております。（「いいですか」の声あり）

議 長

4 番。

4 番

では、書類上問題ないということであればやむなしだろうけれども、3年以降、これ農業委員会が責任を持って現場を見てください。不法投棄など地域もかなり困ります。そこだけは重々あれして、役場のほうで見てください。付け加えておきます。

議 長

ということで、無断で転用した場合は強く言ってください。非常に議案を見ますと、様々な内容が出てくるということでございますので、ぜひ皆さんも十分注意して見ていただきたいなと思っております。

特に、住宅から離れている部分については何かおかしいのではないかとか、どうしてなんだろうとか、そういった形で見いただければいいのかなと思います。そんなことで、今4番の菅野委員からもお話がなされたように、今後の対応もひとつ含めて審議のほう打ち切ってよろしいでしょうか。8番戸田委員。

8 番

先ほどは擁護するような発言になりましたけれども、そういう現状、今まで車の廃車置場という利用をされていて、急に梅の木植えるんだよという申請をされても、何か本当にそうなんだろうかという疑念があるわけで、3年間という縛りが解ければ必然的に廃車置場になるような気がしますので、そういう3年とかという縛り、もうちょっと長く設定するとか、そういうことはできないのでしょうか、議長。

議長

やっぱり期間は切りがないから、しょうがないのではないかと、3年なら3年と。（「質問いいですか」の声あり）5番。

5番

現地調査した私が聞くのもあれなんですけれども、ここ農振農用区域ですよね。農振農用区域であれば、そんな真ん中を農地以外のものにするというのはできませんし、そっちのほうの縛りがありますから、その辺きちんと購入予定者の〇〇さんのほうに伝えて、転用というのはいけませんよということをしきんと念押ししていただければ。廃車置場もまずいんですけれども、そういったこと念押ししていただければ違反転用等が防げるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

やっぱり地域は農振の区域にはなっているけれども、自分の土地になってしまうと、自分の勝手な意見でやるというのが通常ですので、なかなか。いずれにしても、そういったことも含めて〇〇さんのほうに申し上げるということでお願ひしたいと思ひます。

そのほか。山口次長。

番外

《山口次長》 今回の申請地の北側に、譲受予定者の〇〇さんの雑種地がございます。多分菅野委員が見られていたのは、本申請地にもまたがっていたか分かりませんが、その辺を中心に車なんかは置かれていたのかなと思ひますけれども。というのが1点と、あとの申請地につきましては農振農用地のど真ん中に位置しておりまして、周りの白地には隣接していないために、農振除外を求めたところでも、こちら単独で農振除外はすることはまず無理であろうと思ひます。

今回、〇〇さんのほうにも誓約書を書いていただきまして、その際に、この農地については農振除外及び転用はできない農地だということを説明させてもらって、その辺も理解をいただきながら、将来的にも耕作で使うということで口頭でご理解はいただいたところございました。

以上です。

議 長 雑種地なの、地目が。（「申請地北側が」の声あり）ああ、そうですか。いろいろ細部にわたって聞き取りをして、絶対そういったことはしないと、こういうことで承っておるようですので、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 それでは、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第121号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第11、議第122号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」1件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 それでは、令和3年度の活動に対する点検・評価について、15ページ以降、説明させていただきます。

【議第122号を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第122号について、原案のとおり決定  
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。  
最初に、事務局長。二宮局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。8番戸田雄市委員長。

8 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。10番齋藤浩紀委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。14番佐藤泰彦委員長。

1 4 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きますして、農業協同組合理事報告。4 番菅野仁一理事。

4 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きますして、土地改良区理事報告。3 番山田文則理事。

3 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。